

陳 情 文 書 表

(令和6年11月29日)

受理番号・受理年月日及び件名	陳情第108号(6.11.21) 学校法人関西学院との土地譲渡契約を議決せず、基本協定の解除を求める陳情
陳情の要旨	1. 市民の宝である王子公園を充実・発展させるために、学校法人関西学院との土地譲渡契約を議決せず、基本協定を解除すること。
陳情者の住所及び氏名	神戸市灘区 堀口清志
送付委員会	都市交通委員会

神戸市議会議員様

2024年11月21日

陳情者

住所 神戸市灘区

名前 堀口 清志

学校法人関西学院との土地譲渡契約を議決せず、基本協定の解除を求める陳情

【陳情趣旨】

神戸市は学術・文化拠点を名目に王子公園全体の約2割、3.5%を学校法人関西学院（以下 関学）に104億円で売却し、多くの人の憩いと潤いの場を奪おうとしています。いったん切り売りしてしまえば、都市公園としての機能が二度と戻ることはありません。

都市公園法には都市公園の全部も一部も廃止してはならないという保存規定があります。ところが、市は「公益上特別の必要がある場合」に根拠を求め、王子公園を一部廃止することができるとしています。それは住民にとって最も身近な公共施設である王子公園に公益上特別に必要な大学を誘致しようとしていることに他なりません。市民・地域住民の思いを踏みにじるもので、都市公園法から逸脱し断じて許されることではありません。今ある王子公園そのものが公益であり、市民の生活や健康、環境を犠牲にし、地域住民や子どもたちの人権を侵害した上での特別に必要な公益などあるはずがないのです。

市は昨年12月に市民の願いに反して関学と王子キャンパス開設の基本協定を締結しました。その後の記者会見で、関学の理事長が「王子公園でなければならんということは全くありません」と語っていたことはよくご存じだと思います。つまり、大学側が「王子公園でなくてもいい」と断言されているわけです。なぜ神戸市が強引に反対の声を押し切ってまで市民の共有財（コモンズ）である王子公園にこだわるのか、到底理解ができません。

基本協定書には次のようにあります。「相手方の同意を得て土地譲渡契約の締結時期を延期することができる。神戸市会での議決が得られない場合、本協定を解除することができる。」

再整備計画に賛成されているある議員の公式サイトに「私の雇用主は市民であります」という言葉が掲載されていました。この言葉の意味を市長はじめ議員のみなさんにしっかり受け止めていただきたい。

よって、以下の事項について陳情します。

【陳情事項】

市民の宝である王子公園を充実、発展させるために、学校法人関西学院との土地譲渡契約を議決せず、基本協定を解除することを神戸市に求めます。